

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

◎ 改正概要

1. 子ども・子育て支援納付金に関する条項の追加 (新規)

- ◎ 令和6年6月5日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度に創設されることに伴う条項の追加。
- ◎ 子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、令和8年度以降、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、「子ども・子育て支援納付金」を被保険者から徴収する。
- ◎ 「子ども・子育て支援金制度」の趣旨を踏まえ、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額については、全額減額となり、その減額分については、19歳に達する日を含む年度以後である被保険者全員で按分する。

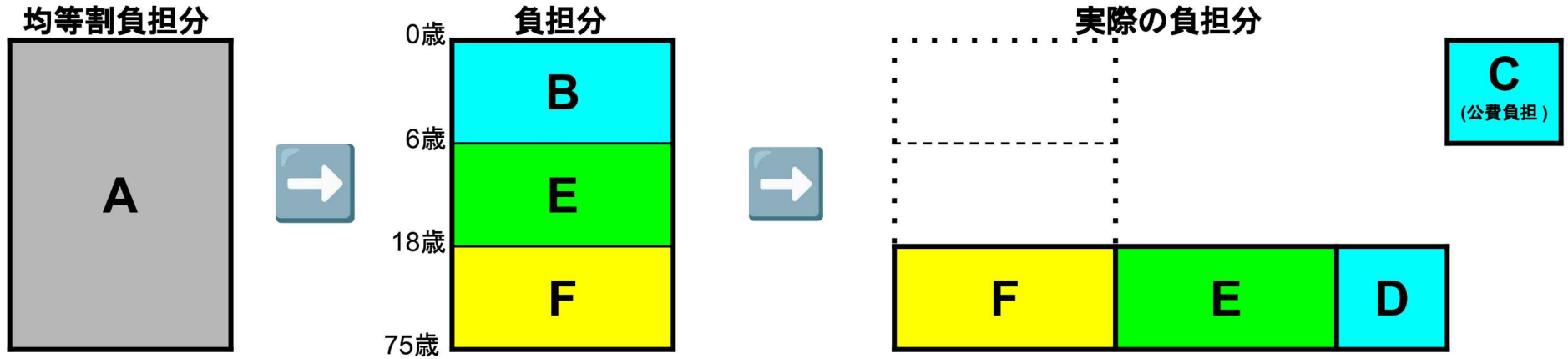
2. 賦課限度額の引き上げ

① 基礎賦課額 (医療分)	66万円	⇒	<u>67万円(1万円UP)</u>
② 後期高齢者支援金等賦課額 (支援分)	26万円	⇒	<u>26万円(変更なし)</u>
③ 介護納付金賦課額 (介護分)	17万円	⇒	<u>17万円(変更なし)</u>
④ 子ども・子育て支援納付金賦課額 (子育て分)	新規	⇒	<u>3万円(新規)</u>

3. 保険料軽減制度の対象となる所得基準額の引き上げ (軽減対象が拡大)

- ①5割軽減 : 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 被保険者数 × (現行) 30.5万円 ⇒ (改正後) 31万円
- ②2割軽減 : 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 被保険者数 × (現行) 56万円 ⇒ (改正後) 57万円

1.国民健康保険における「子ども・子育て支援納付金」均等割負担のイメージ図



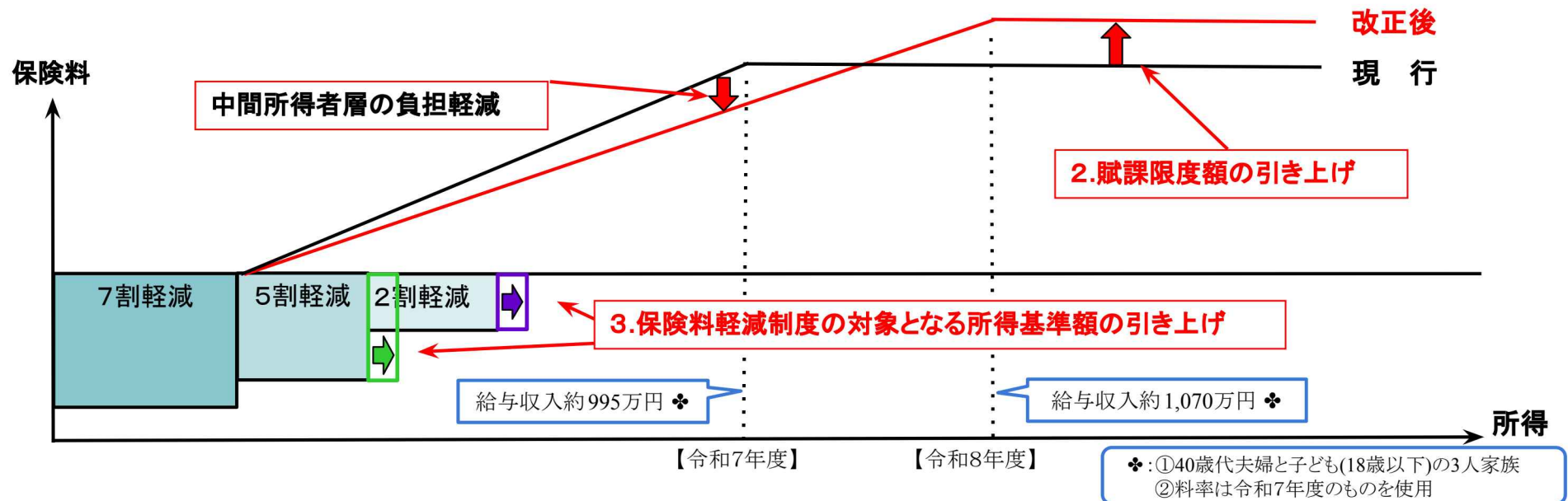
A = 舞鶴市国保負担分(均等割分)

@ (1人が負担する均等割額) = $A \div$ 被保険者数

B = @ × (未就学児人数) ⇒ ½は公費負担:C 残り½は18歳以上75歳未満の人で負担:D

E = @ × (6歳以上18歳未満の人数) ⇒ 18歳以上75歳未満の人で負担

F = @ × (18歳以上75歳未満の人数)



❖: ①40歳代夫婦と子ども(18歳以下)の3人家族
②料率は令和7年度のものを使用